



2025年12月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)

2025年5月15日

上場会社名 株式会社サンセイラディック 上場取引所 東
コード番号 3277 URL <https://www.sansei-l.co.jp>
代表者 (役職名) 代表取締役社長 (氏名) 松崎 隆司
問合せ先責任者 (役職名) 取締役管理本部長 (氏名) 三浦 玄如 (TEL) 03-5252-7511
配当支払開始予定日 —
決算補足説明資料作成の有無 : 有
決算説明会開催の有無 : 無

(百万円未満切捨て)

1. 2025年12月期第1四半期の連結業績(2025年1月1日～2025年3月31日)

(1) 連結経営成績(累計)

(%表示は、対前年同四半期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属する四半期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
2025年12月期第1四半期	8,848	22.8	1,806	216.6	1,727	250.5	1,175	258.2
2024年12月期第1四半期	7,206	11.1	570	△49.0	492	△52.9	328	△52.0

(注) 包括利益 2025年12月期第1四半期 1,176百万円(258.6%) 2024年12月期第1四半期 328百万円(△52.0%)

	1株当たり 四半期純利益	潜在株式調整後 1株当たり 四半期純利益
2025年12月期第1四半期	円 銭 142.42	円 銭 —
2024年12月期第1四半期	39.82	—

(2) 連結財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率
	百万円	百万円	%
2025年12月期第1四半期	31,352	13,641	43.5
2024年12月期	33,107	12,758	38.5

(参考) 自己資本 2025年12月期第1四半期 13,641百万円 2024年12月期 12,758百万円

2. 配当の状況

	年間配当金				
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合計
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
2024年12月期	—	16.00	—	25.00	41.00
2025年12月期	—	—	—	—	—
2025年12月期(予想)	—	17.00	—	25.00	42.00

(注) 直近に公表されている配当予想からの修正の有無 : 無

3. 2025年12月期の連結業績予想(2025年1月1日～2025年12月31日)

(%表示は、通期は対前期、四半期は対前年同四半期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属する当期純利益		1株当たり 当期純利益
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円 銭
第2四半期(累計)	15,460	19.0	2,050	99.8	1,900	120.5	1,250	118.0	153.46
通期	25,650	0.1	1,910	1.4	1,600	0.9	1,070	1.8	131.68

(注) 直近に公表されている業績予想からの修正の有無 : 無

※ 注記事項

- (1) 当四半期連結累計期間における連結範囲の重要な変更 : 無
- (2) 四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用 : 有
- (3) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示
 - ① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更 : 有
 - ② ①以外の会計方針の変更 : 無
 - ③ 会計上の見積りの変更 : 無
 - ④ 修正再表示 : 無

(4) 発行済株式数（普通株式）

① 期末発行済株式数（自己株式を含む）	2025年12月期 1 Q	8,584,900株	2024年12月期	8,584,900株
② 期末自己株式数	2025年12月期 1 Q	396,534株	2024年12月期	309,834株
③ 期中平均株式数（四半期累計）	2025年12月期 1 Q	8,252,464株	2024年12月期 1 Q	8,240,908株

※ 添付される四半期連結財務諸表に対する公認会計士又は監査法人によるレビュー : 無

※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。業績予想の前提となる条件及び業績予想のご利用にあたっての注意事項等については、四半期決算短信（添付資料）3ページ「連結業績予想などの将来予測情報に関する説明」をご覧ください。

○添付資料の目次

1. 当四半期決算に関する定性的情報	2
(1) 経営成績に関する説明	2
(2) 財政状態に関する説明	2
(3) 連結業績予想などの将来予測情報に関する説明	3
2. 四半期連結財務諸表及び主な注記	4
(1) 四半期連結貸借対照表	4
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	6
四半期連結損益計算書	6
第1四半期連結累計期間	6
四半期連結包括利益計算書	7
第1四半期連結累計期間	7
(3) 四半期連結財務諸表に関する注記事項	8
(継続企業の前提に関する注記)	8
(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)	8
(四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用)	8
(会計方針の変更)	8
(セグメント情報等)	8
(キャッシュ・フロー計算書に関する注記)	8
(重要な後発事象)	9

1. 当四半期決算に関する定性的情報

(1) 経営成績に関する説明

当第1四半期連結累計期間の経営成績は、売上高8,848百万円（前年同期比22.8%増）となり、営業利益1,806百万円（前年同期比216.6%増）、経常利益1,727百万円（前年同期比250.5%増）、親会社株主に帰属する四半期純利益1,175百万円（前年同期比258.2%増）となりました。

当第1四半期連結累計期間における販売実績及び仕入実績は次のとおりであります。

① 販売実績

区分	件数	前年同期比(%)	売上高(百万円)	前年同期比(%)
底地	84	+9.1	5,751	+171.2
居抜き	26	△10.3	2,751	△43.7
所有権	2	△33.3	210	+125.8
その他の不動産販売事業	—	—	134	+33.1
合計	112	+2.8	8,848	+22.8

(注) 1. 「件数」については、売買契約の件数を記載しております。

2. 底地・居抜き・所有権の「区分」については、仕入時の区分により記載しております。仕入後に権利調整により底地から所有権に変わった区画等に関しては、仕入時の区分に基づき底地に含めて記載しております。また、底地・居抜き・所有権が混在する物件については、底地を含む物件は「底地」に、居抜きと所有権のみが混在する物件は「居抜き」に含めて記載しております。

3. 「その他の不動産販売事業」は、地代家賃収入、仲介手数料による収入、業務受託手数料収入等であります。

販売におきましては、居抜きの販売が減少したものの、底地及び所有権の販売が増加したことにより、売上高は前年同期比で増加いたしました。

② 仕入実績

区分	区画数	前年同期比(%)	仕入高(百万円)	前年同期比(%)
底地	139	+223.3	2,128	+111.6
居抜き	7	△50.0	539	△73.5
所有権	5	+150.0	155	△49.3
合計	151	+155.9	2,823	△15.8

(注) 1. 「区画数」については、底地の場合は借地権者の人数など、物件の仕入時に想定される販売区画の数量を記載しております。

2. 底地・居抜き・所有権が混在する物件の「区分」については、底地を含む物件は「底地」に、居抜きと所有権のみが混在する物件は「居抜き」に含めて記載しております。

仕入におきましては、底地の仕入が増加したものの、居抜き及び所有権の仕入が減少したことにより、仕入高は前年同期比で減少いたしました。

(2) 財政状態に関する説明

(流動資産)

当第1四半期連結会計期間末における流動資産は、前連結会計年度末と比べ1,938百万円減少し、28,694百万円となりました。これは、主に現金及び預金の増加775百万円、販売用不動産の減少3,006百万円によるものであります。

(固定資産)

当第1四半期連結会計期間末における固定資産は、前連結会計年度末と比べ184百万円増加し、2,658百万円となりました。これは、主に有形固定資産の増加177百万円によるものであります。

(流動負債)

当第1四半期連結会計期間末における流動負債は、前連結会計年度末と比べ3,043百万円減少し、12,102百万円となりました。これは、主に短期借入金の減少1,692百万円、1年内返済予定の長期借入金の減少1,475百万円によるものであります。

(固定負債)

当第1四半期連結会計期間末における固定負債は、前連結会計年度末と比べ406百万円増加し、5,609百万円となりました。これは、主に長期借入金の増加409百万円によるものであります。

(純資産)

当第1四半期連結会計期間末における純資産は、前連結会計年度末と比べ882百万円増加し、13,641百万円となりました。これは、主に利益剰余金の増加968百万円によるものであります。

(3) 連結業績予想などの将来予測情報に関する説明

2025年2月14日に発表した業績予想につきましては、現在のところ変更はありません。

2. 四半期連結財務諸表及び主な注記

(1) 四半期連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,012,954	5,788,432
売掛金	19,394	22,791
販売用不動産	25,333,000	22,326,756
貯蔵品	3,994	5,837
その他	269,520	555,396
貸倒引当金	△5,428	△4,705
流動資産合計	30,633,436	28,694,507
固定資産		
有形固定資産		
賃貸不動産	1,224,081	1,268,081
減価償却累計額	△118,058	△123,997
賃貸不動産(純額)	1,106,023	1,144,084
その他	342,043	481,547
有形固定資産合計	1,448,066	1,625,632
無形固定資産	72,737	67,473
投資その他の資産		
投資有価証券	100,030	101,820
その他	854,098	864,685
貸倒引当金	△1,121	△1,121
投資その他の資産合計	953,006	965,383
固定資産合計	2,473,810	2,658,489
資産合計	33,107,247	31,352,996
負債の部		
流動負債		
買掛金	346,980	235,290
短期借入金	9,477,724	7,784,890
1年内返済予定の長期借入金	4,130,850	2,655,234
未払法人税等	246,748	564,878
契約負債	321,082	173,635
賞与引当金	—	172,549
損害補償損失引当金	42,666	42,666
その他	579,487	473,288
流動負債合計	15,145,538	12,102,433
固定負債		
長期借入金	4,897,100	5,306,969
その他	306,069	302,227
固定負債合計	5,203,169	5,609,196
負債合計	20,348,707	17,711,629

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2025年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	860,878	860,878
資本剰余金	834,419	834,419
利益剰余金	11,310,205	12,278,662
自己株式	△244,882	△331,753
株主資本合計	12,760,620	13,642,206
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△2,081	△839
その他の包括利益累計額合計	△2,081	△839
純資産合計	12,758,539	13,641,367
負債純資産合計	33,707,247	31,352,996

(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書

四半期連結損益計算書

第1四半期連結累計期間

	(単位：千円)	
	前第1四半期連結累計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年3月31日)
売上高	7,206,614	8,848,415
売上原価	5,520,915	5,842,493
売上総利益	1,685,699	3,005,921
販売費及び一般管理費	1,115,143	1,199,721
営業利益	570,556	1,806,200
営業外収益		
受取利息	23	2,120
業務受託料	5,781	6,066
その他	4,649	2,070
営業外収益合計	10,453	10,257
営業外費用		
支払利息	70,010	75,597
支払手数料	2,750	9,759
事務所移転費用	11,810	—
その他	3,465	3,300
営業外費用合計	88,037	88,657
経常利益	492,972	1,727,800
税金等調整前四半期純利益	492,972	1,727,800
法人税等	164,846	552,466
四半期純利益	328,125	1,175,333
親会社株主に帰属する四半期純利益	328,125	1,175,333

四半期連結包括利益計算書

第1四半期連結累計期間

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年3月31日)
四半期純利益	328,125	1,175,333
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	—	1,241
その他の包括利益合計	—	1,241
四半期包括利益	328,125	1,176,574
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	328,125	1,176,574
非支配株主に係る四半期包括利益	—	—

(3) 四半期連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

該当事項はありません。

(四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用)

① 簡便な会計処理

・繰延税金資産の算定方法

繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度において使用した将来の業績予想やタックスプランニングを利用する方法によっております。

・棚卸資産の評価方法

棚卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。

② 四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理

・税金費用の計算方法

税金費用については、当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。

(会計方針の変更)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、これによる四半期連結財務諸表への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前年四半期及び前連結会計年度については遡及適用後の四半期連結財務諸表及び連結財務諸表となっております。なお、これによる前年四半期の四半期連結財務諸表及び前連結会計年度の連結財務諸表への影響はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループの事業セグメントは、不動産販売事業のみの単一セグメントであり重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(キャッシュ・フロー計算書に関する注記)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年3月31日)
減価償却費	16,900千円	20,596千円

(重要な後発事象)

(譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分)

当社は、2025年4月15日(以下「本割当決議日」といいます。)開催の取締役会において、譲渡制限付株式としての自己株式処分(以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。)を行うことについて決議いたしました。

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2025年5月9日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 17,600株
(3) 処分価額	1株につき1,015円
(4) 処分総額	17,864,000円
(5) 処分先及びその人数 並びに処分株式の数	当社の取締役(社外取締役を除く。)4名 17,600株

2. 処分の目的及び理由

当社は、2022年3月29日開催の第46回定時株主総会において、改定後の譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)に基づき、譲渡制限付株式取得の現物出資財産とするための報酬(以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。)として、対象取締役に對して、年額5千万円以内の金銭債権を支給し、年4万株以内の当社普通株式を発行又は処分すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として3年間から50年間までの間で当社の取締役会が定める期間とすること等につき、ご承認をいただいております。

本自己株式処分は、本制度に基づき、対象取締役に当社普通株式を割り当てるために行うものです。

3. 本割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間

2025年5月9日～2075年5月9日

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。

(3) 譲渡制限期間中に、対象取締役が退任又は退職した場合の取扱い

① 譲渡制限の解除時期

対象取締役が、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれの地位をも任期満了、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により喪失した場合には、対象取締役の当該喪失の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。

② 譲渡制限の解除対象となる株式数

①で定める当該喪失時点において保有する本割当株式の数に、本割当決議日を含む月から対象取締役の当該喪失の日を含む月までの月数を12で除した数(その数が1を超える場合は、1とする)を乗じた数の株数(ただし、計算の結果、単元株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる)とする。

(4) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記(3)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当社は当然に無償で取得する。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時

点において保有する本割当株式の数に、本割当決議日を含む月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数（その数が1を超える場合は、1とする）を乗じた数（ただし、計算の結果、単元株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる）の株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。また、本譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

(6) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結している。また、対象取締役は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

(従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブとしての自己株式の処分)

当社は、2025年5月15日開催の取締役会において、「従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブ制度」（以下「本制度」といいます。）に基づき、下記のとおり、サンセイ従業員持株会（以下「本持株会」といいます。）を割当予定先として、譲渡制限付株式としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしました。

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2025年8月8日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 20,000株(注)
(3) 処分価額	1株につき1,112円
(4) 処分総額	22,240,000円(注)
(5) 処分方法 (割当予定先)	第三者割当の方法による（サンセイ従業員持株会 20,000株）
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。

(注)「処分する株式の数」及び「処分総額」は、本制度の適用対象となり得る最大人数である当社の従業員（正社員及び契約社員）200名に対して、それぞれ当社普通株式100株を譲渡制限付株式として付与するものと仮定して算出したものであり、実際に処分する株式の数及び処分総額は、本持株会未加入者への入会プロモーション後、本制度に同意する当社の従業員（以下「対象従業員」といいます。）の数（最大200名）に応じて確定します。具体的には、上記（5）に記載のとおり、本持株会が定めた申込み株式の数が「処分する株式の数」となり、当該数に1株当たりの処分価額を乗じた額が「処分総額」となります。なお、当社は、各対象従業員に対して一律に金銭債権111,200円を支給し、各対象従業員は当該債権を本持株会に拠出し、本持株会は、拠出された当該債権を払込みにあてるものとし、当社は、本持株会を通じて各対象従業員に対して一律に100株を割り当てます。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2025年5月15日開催の取締役会において、本持株会に加入する当社の従業員のうち、対象従業員に対し、対象従業員の福利厚生増進策として、本持株会を通じて、当社が発行又は処分する当社普通株式を譲渡制限付株式として取得する機会を創出することによって、対象従業員の財産形成の一助とすることに加えて、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを対象従業員に与えるとともに、対象従業員が当社の株主との一層の価値共有を進めること、さらには従業員エンゲージメントの向上を図り、人的資本の向上に寄与することを目的として本制度を導入することを決議しました。

本自己株式処分は、本制度に基づき、本持株会に当社普通株式を割り当てるために行うものです。

3. 本割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間

2025年8月8日（以下「本処分期日」という。）から各対象従業員が本持株会の会員資格を有する当社の使用人の地位を退職する日までの間（以下「譲渡制限期間」という。）

(2) 譲渡制限の解除条件

対象従業員が2025年7月1日から2026年6月30日までの期間（以下「本権利確定期間」という。）中、継続して、本持株会の会員であったことを条件として、当該条件を充足した対象従業員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点で、譲渡制限を解除する。

(3) 本持株会を退会した場合の取扱い

対象従業員が、譲渡制限期間中（ただし、本権利確定期間中を除く。）に、死亡、定年、その他当社が正当と認める事由（当社の都合による場合〔対象従業員が早期退職制度により当社を退職する場合を含むが、懲戒解雇等により当社を退職する場合は含まれない。以下同じ。〕や、病気や介護等のやむを得ない事由に基づき対象従業員の勤務継続が困難であると当社が認めた場合を含むが、対象従業員のやむを得ない事由に基づかない自己都合による場合はこれに含まれない。）により、本持株会を退会する場合（会員資格を喪失した場合又は退会申請を行った場合を意味する。）には、当社は、本持株会が対象従業員の退会申請を受け付けた日（会員資格を喪失した場合には会員資格を喪失した日〔死亡による退会の場合には死亡した日〕とし、以下「退会申請受付日」という。）における対象従業員の有する譲渡制限付株式持分に応じた本割当株式の数の全部について、退会申請受付日をもって譲渡制限を解除する。

対象従業員が、本権利確定期間中に、当社の都合により本持株会を退会（会員資格を喪失した場合又は退会申請を行った場合を意味する。）する場合には、当社は、退会申請受付日において対象従業員の有する譲渡制限付株式持分に応じた本割当株式の数の全部について、退会申請受付日をもって譲渡制限を解除する。

対象従業員が、本権利確定期間中に、死亡、定年、その他当社が正当と認める事由（病気や介護等のやむを得ない事由に基づき対象従業員の勤務継続が困難であると当社が認めた場合を含むが、対象従業員のやむを得ない事由に基づかない自己都合による場合はこれに含まれない。）により、本持株会を退会する場合（会員資格を喪失した場合又は退会申請を行った場合を意味する。）には、当社は、本持株会が当該対象従業員の退会申請受付日において当該対象従業員の有する譲渡制限付株式持分に応じた本割当株式の数に、2025年7月から退会申請受付日の翌日を含む月の前月までの月数を本権利確定期間に係る月数12で除した結果得られる数を乗じた結果得られる数（1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。）について、退会申請受付日をもって譲渡制限を解除する。

(4) 当社による無償取得

対象従業員が、本権利確定期間中に、本持株会を退会した場合（ただし、対象従業員の退会が死亡、定年、その他当社が正当と認める事由〔病気や介護等のやむを得ない事由に基づき対象従業員の勤務継続が困難であると当社が認めた場合及び当社の都合による場合を含むが、対象従業員のやむを得ない事由に基づかない自己都合による場合はこれに含まれない。〕による場合を除く。）その他本割当契約で定める一定の事由に該当した場合、当社は、当該時点において当該対象従業員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の全部について、当然に無償で取得する。また、当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記（3）で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式について、当然に無償で取得する。

(5) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、本持株会が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。また、対象従業員が保有する譲渡制限付株式持分について、本持株会は、本持株会規約等の定めに従い、対象従業員の有するそれ以外の会員持分（以下「通常持分」という。）と分別して登録し、管理する。

(6) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該承認の日において本持株会の保有に係る本割当株式のうち、対象従業員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の全部について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除する。